

幼稚園に在園するお子さんの保護者の方へ

私立幼稚園の入園料・保育料の一部を補助

市では、私立幼稚園の入園料・保育料を補助する就園奨励費補助事業を実施しています。補助を希望する場合は、通園先の幼稚園までお問い合わせください。

本年度から、下表の第②区分第2子に該当する世帯と、第③区分第1子と第2子に該当する世帯への補助限度額が引き上げられました。詳細は、下記の表でご確認ください。

■補助対象世帯

市内に住所があり、私立幼稚園に在園している2歳児～5歳児（平成23年4月2日から平成27年4月1日生まれ）のいる世帯。※2歳児は、3歳になる誕生日から補助対象になります。

■補助の内容 私立幼稚園の入園料・保育料

■補助区分及び補助限度額

下記の表でご確認ください。（世帯の課税状況等に応じて補助限度額が異なります）

※保育料等の支払額が表の補助限度額に満たない場合は、平成29年度で実際に支払った入園料・保育料が補助額になります。

■その他

子ども・子育て新制度に移行した幼稚園に在園している園児は、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。



幼稚園就園奨励費補助限度額 ※色の付いた部分の限度額が引き上げられました。

課税区分（世帯合計）		補助限度額（園児一人あたりの年額）		
		在園中の第1子※	在園中の第2子※	在園中の第3子以降※
①	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
②	市民税非課税世帯	272,000円	308,000円	308,000円
	市民税の所得割が非課税世帯	272,000円	308,000円	308,000円
③	当該年度に納付すべき市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	139,200円	223,000円	308,000円
④	当該年度に納付すべき市民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
⑤	上記に該当しない世帯		154,000円	308,000円

【ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯で下記の課税区分に該当する場合】

課税区分（世帯合計）		補助限度額（園児一人あたりの年額）		
		在園中の第1子※	在園中の第2子※	在園中の第3子以降※
②	市民税非課税世帯	308,000円	308,000円	308,000円
	市民税の所得割が非課税世帯	308,000円	308,000円	308,000円
③	当該年度に納付すべき市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	308,000円

※何号子どもかの数え方は、課税区分によって異なります。

・第①～③区分の世帯は、保護者と生計を一にするすべての兄・姉を含めて年齢の高い順に数えます。

・第④～⑤区分の世帯は、小学校3年生以下の兄・姉を含めて年齢の高い順に数えます。

●所得割額は世帯の合計額で判定します。

●住宅借入金等特別税額控除を受けている場合は控除前の所得割額を用いて判定します。

■問い合わせ 福祉課 子育て支援担当（内線173～175）

毎年6月4日～10日は歯と口の健康週間です。それに合わせて「歯の無料健康相談所」を左記のとおり開設しますので、お気軽にご来場ください。

■日時 6月4日（日）
9時30分～12時30分

■会場 市民交流センターニコリ1階オープンスペース他

■内容 歯科医師による健診および相談、無料フッ素塗布、洗口等

■問い合わせ 保健課 健康増進担当（保健福祉センター内）
☎2314310

歯と口の健康週間

歯の無料健康相談